平成２２年（フ）第５９２号
大阪府岸和田市大町４丁目11―15大町ガーデンライフＣ棟202号、住民票上の住所大阪府岸和田市南町42番15号
債務者　林　　茜
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅16棟206号
債務者　内宮　菊義
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
大阪府貝塚市麻生中1055番地１セジユール１階101号
債務者　阿南　貴義
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町615番地20内海寮15号
債務者　竹本　直也
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１９号
香川県木田郡三木町大字氷上1840番地３
債務者　橋本　佳樹
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２３号
香川県高松市成合町676番地２セジュール高﨑Ｂ棟103号室
債務者　三好　邦夫（旧姓鎌倉）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４３号
香川県高松市由良町636番地
債務者　満濃クニ子（旧姓田尾）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷210―１　レオパレスストリームＡ205、住民票上の住所長崎県長崎市東出津町407番地
債務者　原口　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
長崎県長崎市大浦町９番８号　長井アパートＢ―10
債務者　時吉　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
長崎県長崎市坂本３丁目５番82号　久米アパート
債務者　川下　正弘
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
長崎県長崎市戸町２丁目１番20号　パルル戸町401、旧住所長崎県長崎市新戸町２丁目６番31号　みのだビル201号
債務者　大里　和成
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
長崎県長崎市田上４丁目８番19号
債務者　溝上さおり（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
沖縄県浦添市西原１丁目28番１号　比嘉アパート201
債務者　當間　　一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０号
北海道岩内郡共和町小沢1717番地３
債務者　林　　幸宏
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第３１号
北海道岩内郡共和町小沢1717番地３
債務者　林　　直美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２２７号
千葉県松戸市新松戸３丁目30番地石井ハイム107号
債務者　本庄多美枝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部